

茨城県より「空き家相談会等への専門家派遣業務」を受託

令和4年6月1日、本会は茨城県より「空き家相談会等への専門家派遣業務」を受託しました。県からの業務受託は、平成23年受託の「新公益法人制度移行支援事業」に続き、2番目となりました。

内容については下記の通りです。

記

1 期 間 令和4年6月1日～令和5年2月28日

2 業務の目的

本事業は、空き家の処分や利活用に関する県民からの相談に専門家が対応することで空き家の適正管理や有効活用が促進されるよう支援し、市町村が運営する空き家バンクへの新規の登録物件数を増加させて、本県への移住者の増加につなげることを目的とする。

3 業務の内容

市町村が主催する空き家相談会等に対して、専門家（行政書士・建築士・宅建士・弁護士・司法書士）を派遣し、相談者の相談内容に応じて専門的な知見から助言を行う。

空き家相談会等への専門家派遣事業 実施の流れ

